## 地方議会制度の概要③ ~議員の兼職・兼業の禁止~

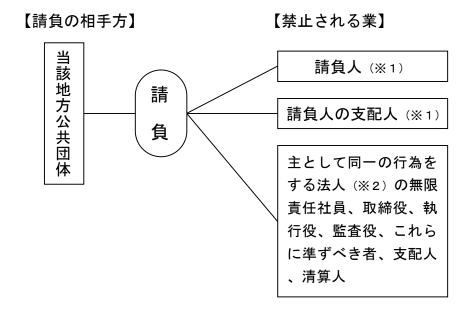
## 兼職の禁止(法§92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこ ととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれか の職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則とし て、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合 は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

議員	法 § 92①
倌	裁判所法 § 52
)地方公共団体の議員	法§92②
<b>地方公共団体の長</b>	法§141②
教育委員会の教育長及び委員	地教行法§6
人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
公安委員会の委員	警察法 § 42②
収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 173による同法 § 140の準用
固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
「公共団体の常勤の職員 「公共団体の常勤の職員	法§92②
間勤務職員	法§92②
資産評価員	地税法 § 406①
3監査人	法 § 252の28③VI
<b>発展の委員会の委員</b>	港湾法 § 17①
	地方公共団体の議員   地方公共団体の長   地方公共団体の長   教育委員会の教育長及び委員   人事(公平)委員会の委員   公安委員会の委員   公安委員会の委員   以用委員会の委員及び予備委員   海区漁業調整委員会委員   内水面漁業管理員会の委員   固定資産評価審査委員   公共団体の常勤の職員   間勤務職員   資産評価員   医査人

## 兼業の禁止(法§92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。 議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3 分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされて いる(法§127①)。



- ※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で 定める額(300万円)を超えない者を除く。
- ※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を 占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそ れが類型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を いう。